

第5 工事現場等の屋外自家用給油取扱所特例基準

大規模な土地造成又は土砂採取等の現場において廃車の移動貯蔵タンクから重機等に給油するものにあつては、火災予防上支障がなく、かつ、次の(1)から(5)まで及び危政令第17条第1項第4号に適合するものである場合は、当該現場の特殊性にかんがみ、危政令第23条を適用し、その設置を認めて差し支えないこととする。

- (1) 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油であること。
- (2) 周囲(作業車の出入口を除く。)は、さく等により明確に区画すること。
- (3) 第4類の危険物の火災に適應する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1以上設けること。
- (4) 空地は、第2.5(1)の例によること。
- (5) 給油設備は、次によること。
 - ア 給油設備を備えた車両は、法第12条の6に規定する移動タンク貯蔵所の用途廃止の届出をしたものであり、かつ、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。
 - イ 給油設備は、車両のシャーシフレームに固定されていること。
 - ウ 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に規定する移動貯蔵タンクの構造及び設備の基準に適合するものであること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面はさび止めのための塗装をすれば足りるものとする。
 - エ 危険物を収納するタンクは、法第11条の2に規定する完成検査前検査を受け、基準に適合するものであること。
 - オ 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。
 - カ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
 - キ 給油のための装置のエンジン及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。
 - ク エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。
 - ケ 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。